

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを重要な課題として捉えており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立に向け、鋭意努力を行っております。また、企業の社会的公共性に着目し、コンプライアンスの徹底を図り、企業倫理の更なる向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社DDホールディングス 代表取締役 松村 厚久	1,809,400	41.90
稲本 健一	308,500	7.14
山本 知宏	114,100	2.64
株式会社NSK 代表取締役 並木 吉彦	109,000	2.52
尾家産業株式会社 代表取締役 尾家 啓二	109,000	2.52
鈴木 伸典	104,500	2.42
梶田 知嗣	87,700	2.03
キーコーヒー株式会社 代表取締役 柴田 裕	72,700	1.68
アクリーティブ株式会社 代表取締役 菅原 猛	60,000	1.38
MSIP CLIENT SECURITIES	54,600	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社DDホールディングス (上場:東京) (コード) 3073
--------	-----------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。
また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
手嶋 雅夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手嶋 雅夫			社内経営陣と独立した関係にあること、および企業経営における豊かな経験と見識に基づき、客観的かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただきたいため。 また、当社と手嶋雅夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人、内部監査部門とは、報告書類の閲覧、往査への同行など、日頃から相互に連携を取っております。また、定期的な会合を持つことにより、監査業務の進捗状況および計画を確認するとともに、双方の監査業務を通じて把握した問題点について共通認識を持ち、場合によっては共同して改善方法を検討する体制を整備しております。当該連携により、双方の監査業務の効率化と精度向上に寄与するものと考えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石田 晴彦	他の会社の出身者														
渡部 峻輔	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 晴彦			社内経営陣と独立した関係にあること、および司法書士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただきたいため。 また当社と石田晴彦氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。
渡部 峻輔			弁護士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査をいただきたいため。 また当社と渡部峻輔氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に伴う企業価値の向上に対して、取締役のインセンティブを高めるため、新株予約権によるストックオプションを付与していましたが、現在当該ストックオプションの発行を取りやめております。

なお、株式報酬制度につきましては、平成29年5月25日開催の第22回定時株主総会において「譲渡制限付株式に関する報酬等」として、取締役に支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円(うち社外取締役5百万円)として承認されました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

取締役同様、マネージャー職を中心に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、取締役以外に監査役、従業員もストックオプションの付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、総額を事業報告において開示しております。なお、有価証券報告書においても取締役報酬を開示しております。

平成31年2月期における取締役の報酬は以下のとおりです。

取締役 6名 35,370千円

監査役 4名 10,050千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、報酬限度額の範囲内で、内規に定められた方法に寄り、各職位に応じた報酬を算出しております。

なお、取締役の報酬限度額は平成18年5月30日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円、監査役の報酬限度額は平成30年5月24日開催の第23回定時株主総会において年額15百万円以内とそれぞれ決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行うとともに、特に重要な取締役会付議案件について事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

当社は選任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置形態を採用しております。また取締役は6名のうち社外取締役を1名選任しており、監査役は4名のうち2名が社外監査役であります。

1. 業務執行の概要

経営上の重要な業務執行、経営判断については全て取締役会において審議のうえ決定されています。

2. 監査・監督の状況

業務執行、経営判断の適法性および妥当性については、取締役相互の監督と社外監査役2名を含む監査役監査により確保しています。

3. 指名・報酬について

取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、社外取締役を選任することで、当社経営の客観性および中立性に努めております。

また、監査役は、4名のうち2名を社外監査役で構成することにより、実効的な監査体制を維持しており、経営監視機能の強化を図る体制をとっております。以上の理由により、経営監視機能の客観性および中立性の確保は十分であると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年は、株主総会招集通知を株主総会開催日の18日前の5月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であるため、集中日の定時株主総会の開催はございません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(スマートフォンによるものを含む)が可能です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算時と第2四半期決算時に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、決算説明会資料を掲載しております。 http://www.zetton.co.jp/company/IR/library.php	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は創業以来24年間、「店づくりは人づくり、店づくりは街づくり」の経営理念の下、店づくりを通じて様々な街づくりを進めてまいりました。この度、将来に向けて企業体質を更に強化することを目的に、中期事業計画「zetton VISION 19to23」を策定いたしました。「ES経営」「いい店づくり」「展開力」を経営骨子と定め、当社の持つ各種コンテンツを更に磨きあげるとともに、加えて現代社会の企業に求められるサステナブルの概念に基づく取り組みに対して、コミットする経営を進めてまいります。社会を取り巻く環境問題にも積極的に取り組み、企業価値の向上及び地域社会の発展に貢献するべく邁進していく所存であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、株式会社DDホールディングス(以下「親会社」という。)及びその関係会社をいい、以下「グループ」という。)の定める「コンプライアンス規程」に批准し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。

(イ) 当社は、親会社の定める「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にてグループ内の取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。

(ウ) 当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用電話番号及び専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族またはそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 会社の重要な意思決定については、必ず書面または電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。

(イ) 「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社及び子会社における損失の危険の管理については、親会社の定める「危機管理規程」に批准し、危機事案に対する監視・把握を継続的にを行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。

(イ) 当社は、親会社の定める「危機管理規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「危機管理部会」において、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的にを行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ確かな業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。

(イ) 職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

(ウ) 稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことにより効率的な体制を確保する。

(エ) 内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。

(オ) 顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社は子会社及び関連会社(以下、「子会社等」という。)の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

(イ) 子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査役宛てに報告を行う。

(ウ) 当社役員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、または当該事項を子会社役員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査役付担当者を選任する。

(イ) 監査役は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査役と協議を行いその独立性についても十分留意する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(ア) 当社及び子会社等の取締役ならびに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、監査役は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求められることができる。

(イ) 法令・定款違反その他情報を、監査役に報告したことで報告者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(ア) 監査役は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。

(イ) 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。

(ウ) 監査役は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。

(エ) 監査役の職務の執行の必要性に応じて、監査役は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。

(オ) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行なう。

(イ) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行なう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

(ア) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。

(イ) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。

(ウ) 平成23年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。

(エ) 事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。

(オ) 使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

企業統治の体制

(企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由)

当社は監査役制度を採用しており、会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会は取締役6名で構成され、原則として月1回以上開催し、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項の審議・決定を行っております。

当社は営業本部、店舗管理本部、管理本部他に取締役をそれぞれ配置し、業務分掌をしており、牽制機能が働く組織体制となっております。また、社長直属の内部監査室において、各本部の業務遂行状況についてのコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。

監査役会は4名（内、常勤監査役1名、非常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、原則として月1回以上開催し、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議又は決議を行っております。また、監査役は取締役会に出席すると共に業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行上の妥当性・適法性・効率性を広く検証し、監査を行っております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

